

ご来院の方々へ（一般処方について）

当診療所では、薬剤の一般名を記載する処方せんを交付する事があります。

一般処方とは、医師が患者さまに必要な薬剤を、「商品名」ではなく「**成分名**」で表記した処方せんの事です。

一般処方は、同じ成分であれば薬価が低い薬剤を調剤する事が可能となる為、医療費の軽減に繋がります。又、一般処方により、同じ成分であれば、同じ効果が期待できる為、供給が不安定な医薬品を調剤する患者様の安全性が確保されます。

但し、一般処方は、医療用医薬品として承認された商品名と異なる名称が処方せんに表示される為、患者様が混乱する事があります。そのため、当院では、薬剤の供給状況等を踏まえつつ、一般処方せんの趣旨を患者様に十分に説明する事を心掛けておりますが、ご不明な点はお気軽に医師にお問い合わせ下さい。

令和8年3月 八代市立坂本診療所 所長